

工 事 概 要

東京都住宅供給公社

1. 件 名 昭島田中町住宅（9、25～28号棟） 換気設備改修工事
2. 工事場所 昭島市田中町3-5
3. 工 期 契約日の日より 90 日間

4. 工事概要

本工事は、標記住宅の換気扇等を取替える工事である。

工事対象

昭島田中町住宅

9号棟	5階建	階段型	28戸（管理戸数：30戸）
25号棟	5階建	階段型	40戸（管理戸数：40戸）
26号棟	5階建	階段型	30戸（管理戸数：30戸）
27号棟	5階建	階段型	20戸（管理戸数：20戸）
28号棟	5階建	階段型	20戸（管理戸数：20戸）
計	1団地	5棟	138戸（管理戸数：140戸）

主な工事内容：台所フードファンの取替工事

※本工事にて、新規取替済み住戸が判明した場合は、監督員と必ず協議すること。

協議の結果取替工事を行わなかった住戸は、減額変更とする。

※本工事は「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に基づき施工すること。

5. 注意事項

- 1) 本工事は、工事標準仕様書（機械設備）によること。
- 2) 工事の施工にあたっては労働安全衛生法等の基準に従って、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害及び事故の防止に努めること。また、大型車輛及びクレーン等（クレーン付きトラック含む）による資機材の搬出入時や建設機械等が移動する時には、誘導員を配置すること。重点点検工事における仮設足場の架け払いは、原則として、施設休館日とすること。
- 3) 施工に際しては、居住者の日常生活に支障を来さぬよう、十分に配慮し工事を行うこと。
- 4) 工事着手前に、監督員と協議のうえ必要に応じ居住者説明会を行うと共に、現場代理人を現場に常駐させること。（工事請負契約書約款第9条第3項の規定の場合を除く）
- 5) 工事完了確認書等の個人情報、盗難・紛失等も含め情報が漏洩することの無いよう適正に管理すること。なお、個人情報は現場仮設事務所及び車中で保管せず、自社事務所にて保管すること。

6) 換気扇類は、「長期使用製品安全表示制度」に基づく表示がある機器とし、「設計上の標準使用期間」が「10年」以上の機器とすること。

7) 機器は原則、契約年度以降の製造年が表示された新品とする。

8) 施工対象範囲及び周辺の以下の部位について、不具合等を発見した場合は、速やかに公社監督員に報告し、補修等の対応について協議すること。

- ・住戸分電盤への漏電遮断器未設置
- ・台所吊戸棚のガタツキ
- ・その他不具合のある部位